

第1回大船渡市地域公共交通会議 協議資料

- (1) 令和3年度事業報告及び収入支出決算について
会計監査報告
- (2) 令和4年度事業計画（案）及び収入支出予算（案）について
- (3) 国庫補助事業「地域内フィーダー系統確保維持計画」の申請について
- (4) 越喜来地区デマンド交通実証実験の運行内容の見直しについて

(1) 令和3年度事業報告及び収入支出決算について

○第1回大船渡市地域公共交通会議

開催日 令和3年6月30日(水)

協議事項 (1)会長の互選について
(2)令和2年度事業報告及び収入支出決算について
(3)令和3年度事業計画(案)及び収入支出予算(案)について
(4)国庫補助事業「地域内フィーダー系統補助維持計画」の申請について
(5)越喜来地区デマンド交通実証実験の実施について
(6)大船渡市地域公共交通計画の策定について

委員 23名出席

○第2回大船渡市地域公共交通会議

開催日 令和3年12月27日(月)

協議事項 (1)大船渡市地域公共交通計画(案)について
(2)その他

委員 24名出席

○第3回大船渡市地域公共交通会議の書面開催

通知日 令和4年1月19日(水)

協議事項 国庫補助「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」及び「地域公共交通調査事業」の一次評価について

委員 29名

○第4回大船渡市地域公共交通会議の書面開催

通知日 令和4年3月8日(火)

協議事項 大船渡市地域公共交通計画(案)について

委員 29名

※大船渡市地域公共交通計画の策定にあたっては、大船渡市の公共交通に係る施策や事務等関連する分野について、庁内関係部署において連携し、検討・調整するため、大船渡市地域公共交通庁内会議を開催したほか、パブリックコメントを実施し、市民の皆さんから広く意見を募集した。

○第1回大船渡市地域公共交通庁内会議(令和3年6月23日)

○第2回大船渡市地域公共交通庁内会議(令和3年11月29日)

○第3回大船渡市地域公共交通庁内会議(令和3年12月10日)

○パブリックコメントの実施(令和4年2月21日～3月4日)

＜地域内フィーダー系統補助事業＞

○概 要

計画期間：令和３年１０月１日～令和４年９月３０日

運行を確保維持する路線：基石線、立根田谷線、綾里外口線

運 行 者：岩手県交通株式会社

事業内容：補助申請した系統は、生活に不可欠な路線であるため、本事業により路線を維持・確保することで、住民の生活交通手段を存続させていくもの。補助対象事業者は、岩手県交通㈱となっており、補助分は国から事業者へ直接補助。

＜地域公共交通調査事業（計画策定事業）＞

○概 要

業 務 名：令和３年度大船渡市地域公共交通計画策定業務

委託業者：株式会社ケー・シー・エス 三陸事務所

委 託 料：990,000 円（うち消費税及び地方消費税額 90,000 円）

対象地域：大船渡市内全域

工 期：令和３年７月２０日～令和４年３月３１日

業務内容：本事業は、地域公共交通活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和２年６月３日公布）を踏まえ、交通圏全体を見据えた持続可能な地域公共交通ネットワークの実現に向けて、令和２年度に実施した現計画の課題・効果検証結果をもとに、新たな法定計画「大船渡市地域公共交通計画」の策定を行った。

令和3年度大船渡市地域公共交通会議 収入支出決算書

《収入の部》

(単位:円)

款	項	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	比 較 (B)-(A)	摘 要
1 補 助 金		1,200,000	1,200,000	0	
	1 補 助 金	495,000	495,000	0	国庫補助金
	2 負 担 金	705,000	705,000	0	大船渡市負担金
2 雑 収 入		0	0	0	
	1 雑 収 入	0	0	0	
3 繰 越 金		214,620	214,620	0	
	1 繰 越 金	214,620	214,620	0	繰越金
合 計		1,414,620	1,414,620	0	

《支出の部》

(単位:円)

款	項	予 算 額 (A)	決 算 額 (B)	比 較 (B)-(A)	摘 要
1 事 務 局 費		134,000	74,558	△ 59,442	
	1 旅 費	130,000	30,189	△ 99,811	会議等出席旅費
	2 賃 借 料	2,000	0	△ 2,000	駐車料
	3 消 耗 品 費	1,000	0	△ 1,000	事務用品等
	4 通信運搬費	1,000	44,369	43,369	振込手数料
2 報 酬 費		260,000	235,000	△ 25,000	
	1 報 酬 費	260,000	235,000	△ 25,000	委員報酬費
3 事 業 費		990,000	990,000	0	
	1 委 託 料	990,000	990,000	0	計画策定委託料
4 予 備 費		30,620	0	△ 30,620	
	1 予 備 費	30,620	0	△ 30,620	
合 計		1,414,620	1,299,558	△ 115,062	

収入済額 1,414,620円 - 支出済額 1,299,558円 = 差引残額 115,062円

監 査 報 告 書

令和3年度大船渡市地域公共交通会議会計の諸帳簿、証書類を監査した結果、
適正に処理されていることを確認したので、報告いたします。

監査年月日 令和4年5月12日（木）

監 査 場 所 千葉梅商店及び三陸鉄道株式会社大船渡派出所

令和4年 6 月 29 日

監 事 山 蔭 康 明 

監 事 千 葉 エ ツ 子 

(2) 令和4年度事業計画(案)及び収入支出予算(案)について

令和3年度事業計画では、国庫補助事業である地域公共交通調査事業(地域公共交通計画策定事業)を活用し、補助対象事業者である当協議会の同意を得て、大船渡市地域公共交通計画策定業務を実施しましたが、令和4年度においては、バス事業者へ直接補助される国庫補助事業「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」のみとなっています。

令和4年3月に策定した大船渡市地域公共交通計画に記載する各施策事業に取り組んでいく上で、既存の交通サービスを最大限活用し、地域の実情に応じた交通サービスの維持・確保を実現していくために必要な補助メニューを模索しながら、行政や交通事業者だけでなく、地域との連携・協働により地域公共交通の維持・確保に向けた取組を行っていくこととします。(「大船渡市地域公共交通計画」P39～P49 参照)

令和4年度大船渡市地域公共交通会議 収入支出予算（案）

《収入の部》

（単位：円）

款	項	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較 (A)-(B)	説明
1 補助金		255,000	1,200,000	△ 945,000	
	1 補助金	0	495,000	△ 495,000	
	2 負担金	255,000	705,000	△ 450,000	大船渡市負担金
2 雑収入		0	0	0	
	1 雑収入	0	0	0	
3 繰越金		115,062	214,620	△ 99,558	
	1 繰越金	115,062	214,620	△ 99,558	繰越金
合 計		370,062	1,414,620	△ 1,044,558	

《支出の部》

（単位：円）

款	項	本年度予算額 (A)	前年度予算額 (B)	比較 (A)-(B)	説明
1 事務局費		93,000	134,000	△ 41,000	
	1 旅 費	40,000	130,000	△ 90,000	会議等出席旅費
	2 賃 借 料	2,000	2,000	0	駐車料
	3 消耗品費	1,000	1,000	0	事務用品等
	4 通信運搬費	50,000	1,000	49,000	振込手数料
2 報酬費		240,000	260,000	△ 20,000	
	1 報酬費	240,000	260,000	△ 20,000	委員報酬費
3 事業費		0	990,000	△ 990,000	
	1 委託料	0	990,000	△ 990,000	
4 予備費		37,062	30,620	6,442	
	1 予備費	37,062	30,620	6,442	
合 計		370,062	1,414,620	△ 1,044,558	

各項目において、不足が生じた場合は、他の項目から流用することとします。

(3) 国庫補助事業「地域内フィーダー系統確保維持計画」の申請について

1 事業実施の趣旨

当市では、令和元年5月31日をもって市内の応急仮設住宅の入居者が全員退去となったことから「特定被災地域公共交通調査事業」が補助対象外となり、現在は国庫補助メニューである「地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金」を活用し、対象路線の運行を確保・維持しております。

昨年、計画認定を受けた「地域内フィーダー系統確保維持計画」について、令和4年10月以降の運行についても、同様に市が認定申請を行い、補助申請については、補助対象事業者（バス事業者）である岩手県交通株式会社が行うものです。

認定申請の必要書類である「地域内フィーダー系統確保維持計画」について、大船渡市地域交通会議委員の皆様の同意を得て、事業を実施するものです。

2 事業実施期間

令和4年10月1日～令和5年9月30日まで

3 運行を確保・維持する路線

(1) 路線名 基石線、立根田谷線、綾里外口線

※丸森立根線については、基石線と重複することから、補助対象外のため、本計画には載せておりません。

(2) 運行予定者 岩手県交通株式会社

令和4年6月30日

（名称）大船渡市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称

大船渡市地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

大船渡市は、岩手県の沿岸南部に位置し、北は釜石市、南は陸前高田市、西は住田町に接しており、総面積は322.51平方キロメートルである。

市内公共交通は、JR大船渡線BRTと三陸鉄道リアス線の2路線を幹線交通とし、市内を広範囲に運行する路線バスのほか、デマンド交通、患者輸送車などにより構成される公共交通機関網が広がっている。

これらの公共交通については、病院、商店等が住民の日常生活機能を担う中で、運転できない高齢者を中心に、生活に不可欠な移動手段として機能している。

しかしながら、人口減少と自家用車の普及により、当市の公共交通機関の利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。

本申請に係る系統（碁石線、立根田谷線、綾里外口線）は、幹線交通に接続し、市の中心部から郊外にかけて運行する路線バスである。

これらの路線の運行存続については、沿線住民の人口の減少、運転手不足等の様々な問題があるが、末崎町、立根町、綾里地区の住民の通院・買い物を中心とした生活に不可欠な路線であるため、地域公共交通確保維持事業により、碁石線、立根田谷線、綾里外口線を確保することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

（1）事業の目標

「大船渡市地域公共交通計画」において、“市民と共に創り、誰もが安心して利用できる「将来まで続く交通体系」の実現”を基本目標とし、当該事業の目標を達成するために、以下のとおり目標を定める。

（「大船渡市地域公共交通計画」P40 参照）

指標	現況値（R2）	目標値（R7）
地域内フィーダー系統の利用者数	下記のとおり	下記のとおり

地域内フィーダー系統の利用者数

路線名	現況値（R2）	目標値（R7）
碁石線	12.0 人	12.0 人以上
立根田谷線	3.9 人	4.0 人以上
綾里外口線	8.8 人	9.0 人以上

指標	現況値（R2）	目標値（R7）
市内路線バスの利用者数	65,383 人	100,000 人

指標	現況値 (R2)	目標値 (R7)
市内路線バスの収支率	39.7%	50.0%

指標	現況値 (R2)	目標値 (R7)
市内の移動サービスに対する負担額	73,099 千円	73,000 千円

(2) 事業の効果

公共交通の空白地帯を解消し、住民の生活交通手段を存続させていく。
 既存の公共交通との連携により、効率的な運行体系が実現できる。
 外出機会の増大による社会参加や地域活性化の促進が期待できる。
 持続可能な交通体系の構築につながる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

○「交通資源を生かした地域内交通の運行」

- ・各交通手段の役割を明確化し、分かりやすく効率的な交通体系への見直し・改善を図る。【大船渡市、交通事業者】
- ・利用実態に応じたダイヤ編成を検討する。【大船渡市、公共交通事業者】

○「情報の見やすさ・分かりやすさの改善」

- ・複数の交通手段が連携した交通体系を構築する上で、交通機関を乗り継ぎしやすい利用環境への改善及び各交通手段の案内情報の充実に向け、運行ルート・運賃・運行時刻の情報提供を行う。【大船渡市】
- ・各バス停留所への路線図等の表示を行い、利用しやすい環境づくりを実施する。【大船渡市、交通事業者】

○「モビリティマネジメントの推進」

- ・「公共交通の使い方が分からない」を解消するための乗り方教室の実施や情報案内等の提供や発信等、自動車依存からの転換に向け、公共交通の利用促進を図る。【大船渡市、交通事業者】
- ・公共交通の利用者側の意識変容の働きかけに取り組む。【大船渡市】

(「大船渡市地域公共交通計画」P39～48 参照)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

表1を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

大船渡市から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

岩手県交通株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法

【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 <u>【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】</u>
該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 <u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>
表5を添付。
13. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） <u>【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 <u>【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】</u>
該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論
令和4年6月29日（第1回） 事業内容について協議 ・令和5年度地域内フィーダー系統確保維持計画の承認について
21. 利用者等の意見の反映状況
市のホームページにて本計画に関する意見を募集した。 公共交通利用者を対象にアンケート調査を実施した。

22. 協議会メンバーの構成員	
関係都道府県	岩手県沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター道路整備課長 岩手県沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター河川港湾課長 岩手県沿岸広域振興局経営企画部大船渡地域振興センター地域振興課長兼復興推進課長
関係市区町村	大船渡市企画政策部長、大船渡市協働まちづくり部長、 大船渡市市民生活部長、大船渡市保健福祉部長、 大船渡市都市整備部長、大船渡市教育委員会教育次長
交通事業者・交通施設管理者等	岩手県交通株式会社乗合自動車部課長 公益社団法人岩手県バス協会専務理事 一般財団法人岩手県タクシー協会気仙支部長 東日本旅客鉄道株式会社盛岡支社気仙沼統括センター所長 三陸鉄道株式会社運行本部大船渡派出所長兼盛駅長 岩手県警察大船渡警察署交通課長 岩手県公安委員会岩手県警察本部交通規制課長
地方運輸局	国土交通省東北運輸局岩手運輸支局首席運輸企画専門官（企画調整） 国土交通省東北運輸局岩手運輸支局首席運輸企画専門官（運輸監査）
その他協議会が必要と認める者	国土交通省東北地方整備局南三陸沿岸国道事務所大船渡維持出張所長 岩手県立大学総合政策学部准教授 社会福祉法人大船渡市社会福祉協議会主事 大船渡市PTA連合会綾里小学校PTA会長 岩手県立高等学校PTA連合会気仙地区連絡協議会大船渡東高等学校PTA会長 大船渡市各種女性団体連絡協議会代議員 大船渡商工会議所経営支援部課長 大船渡市老人クラブ連合会副会長 大船渡市地区公民館連絡協議会長 一般社団法人大船渡市観光物産協会主事 岩手県交通運輸産業労働組合協議会岩手県交通労働組合執行委員

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）岩手県大船渡市盛町字宇津野沢 15
（所 属）商工港湾部企業立地港湾課
（氏 名）今野 宏
（電 話）0192-27-3111
（e-mail）001881@city.ofunato.iwate.jp
（LGWAN）001881@city.ofunato.lg.jp ※官公庁用

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。（ただし、上記2・3については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります。）

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	大船渡市
-------	------

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	29,665
交通不便地域	34,728

交通不便地域の内訳

人 口	対象地区	根拠法
34,728	市内全域	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画の策定年月日及び算定式適用開始年度

計画名	策定年月日	算定式適用開始年度
大船渡市地域公共交通計画	令和4年3月18日	令和4年度

(1)記載要領

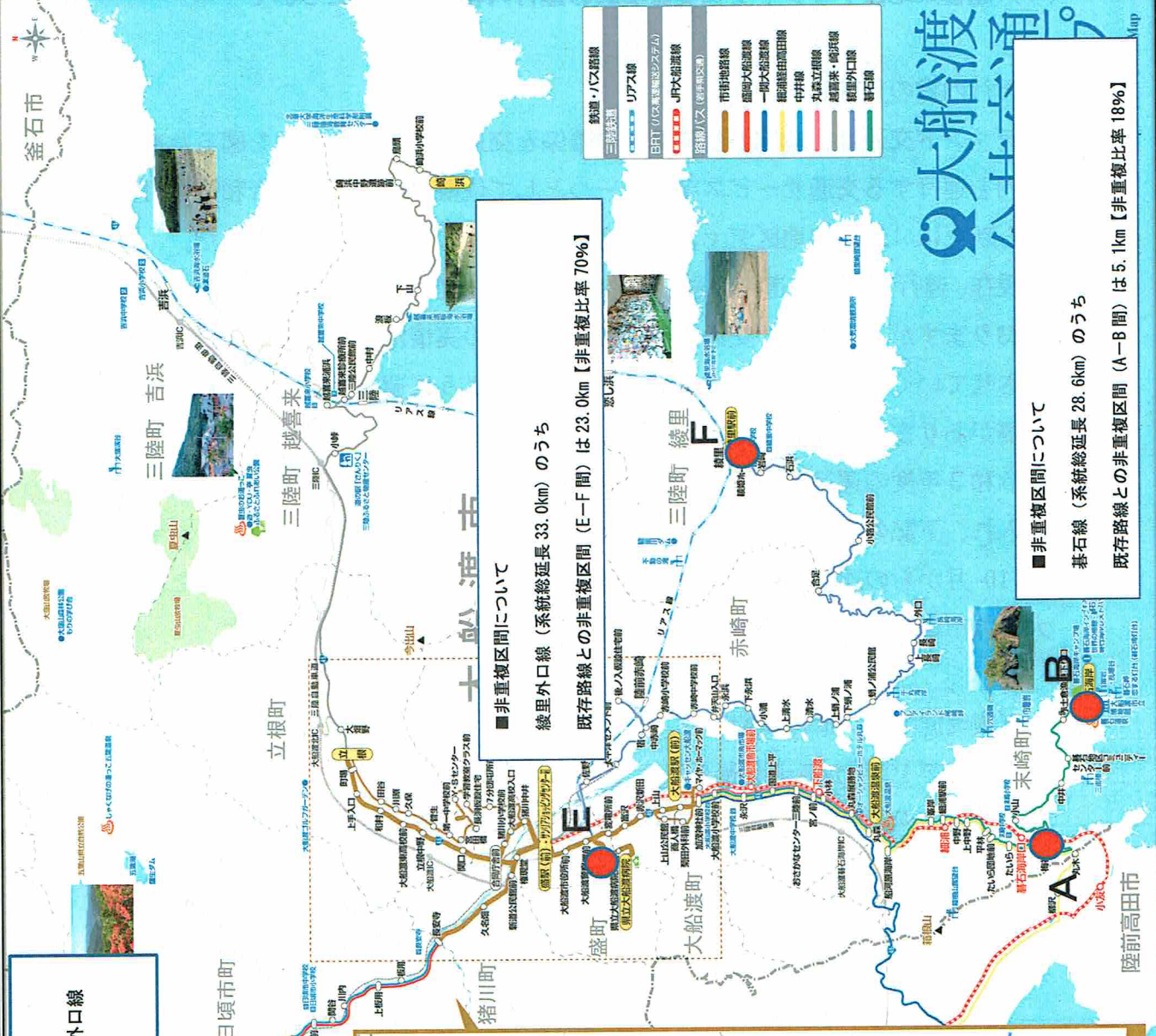
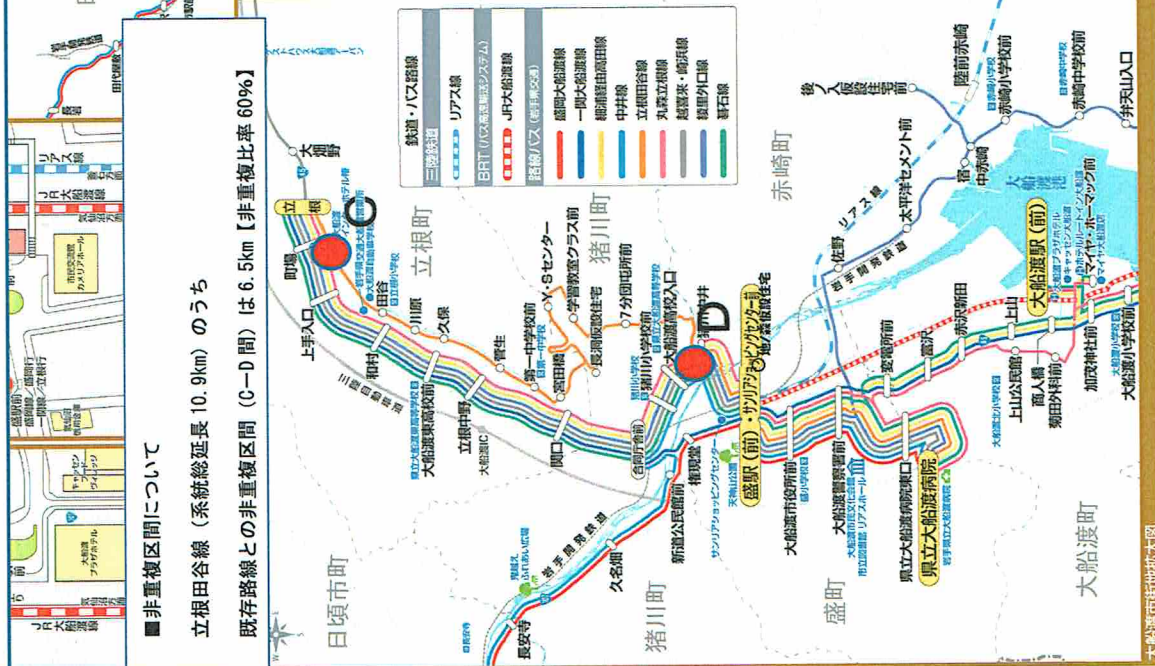
1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
※なお、実施要領等で別に定める場合は、それによること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(口②(1))に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7(口②(2)(実施要領の2.(1)⑭))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が上記3.に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。

(2)添付書類

1. 人口集中地区以外の地区及び交通不便地域の区分が分かる地図
(ただし、全域が交通不便地域となる場合には省略可)

路線図

地域内フィーダーシステム補助対象系統：碓石線、立根田谷線、綾里外口線
(既存路線との重複する区間のキロ程)



(4) 越喜来地区デマンド交通実証実験の運行内容の見直しについて

1 運行内容の見直し

デマンド交通は、地域の生活交通の確保と交通空白地域の解消を図るため、地域内を運行する交通サービス手段の一つとして位置づけており、令和3年10月から新たに「越喜来地区デマンド交通実証実験」の運行を開始しました。

現在、運行事業者が道路運送法第21条の許可を取得し、実証実験として運行しておりますが、デマンド交通を持続可能な地域の実情に合った移動手段として定着させていくためには、利用者が利用しやすいように運行内容を見直ししていく必要があります。

令和3年度の運行実績や利用状況を基に、デマンド交通利用者からの意見を取り入れ、下記のとおり運行区域、運行ダイヤを変更したいと考えており、令和4年10月からの運行継続にあたり、運行内容の見直しについてご協議いただき、大船渡市地域公共交通会議委員の皆様の承認を得て実施するものです。

2 事業実施期間（運行期間）

令和4年10月1日～令和5年9月30日

※土日、祝祭日及び12月29日～1月3日は運休とします。

3 運行区域

越喜来地区内（崎浜、下山、浪板）

～大船渡市役所三陸支所前・三陸駅前・三陸屋

4 運行方式

利用者の自宅等と目的地間の運行

5 利用方法

利用者は、事前に登録を行い、乗車前日までに予約センターに予約を入れ、キャンセルする場合も予約センターへ連絡します。

6 運賃

(1) 普通運賃

崎浜、下山、浪板地区内		500 円／回
崎浜、下山、浪板地区	⇔	三陸支所前・三陸駅前 <u>三陸屋</u>
		500 円／回

(2) 小学生以下の料金

- ・就学前児童：無料
- ・小学生：半額

※小学生以下の利用に際しては、保護者の同伴を原則とします。

(3) 運賃の割引について

身体障がい者及び知的障がい者、精神障がい者に対する割引、児童福祉法の適用を受ける者に対する割引は、5 割引を適用します。

7 運行ダイヤ

	1 便	2 便	3 便	<u>4 便</u>
行き（崎浜発）	6:30	8:30	9:30	<u>10:30</u>
帰り（三陸駅・三陸支所発・ <u>三陸屋</u> ）	<u>11:00</u> ↓ <u>11:40</u>	<u>16:00</u> ↓ <u>13:40</u>	<u>19:00</u> ↓ <u>18:50</u>	

（※利用予約がない場合は運行しません。）

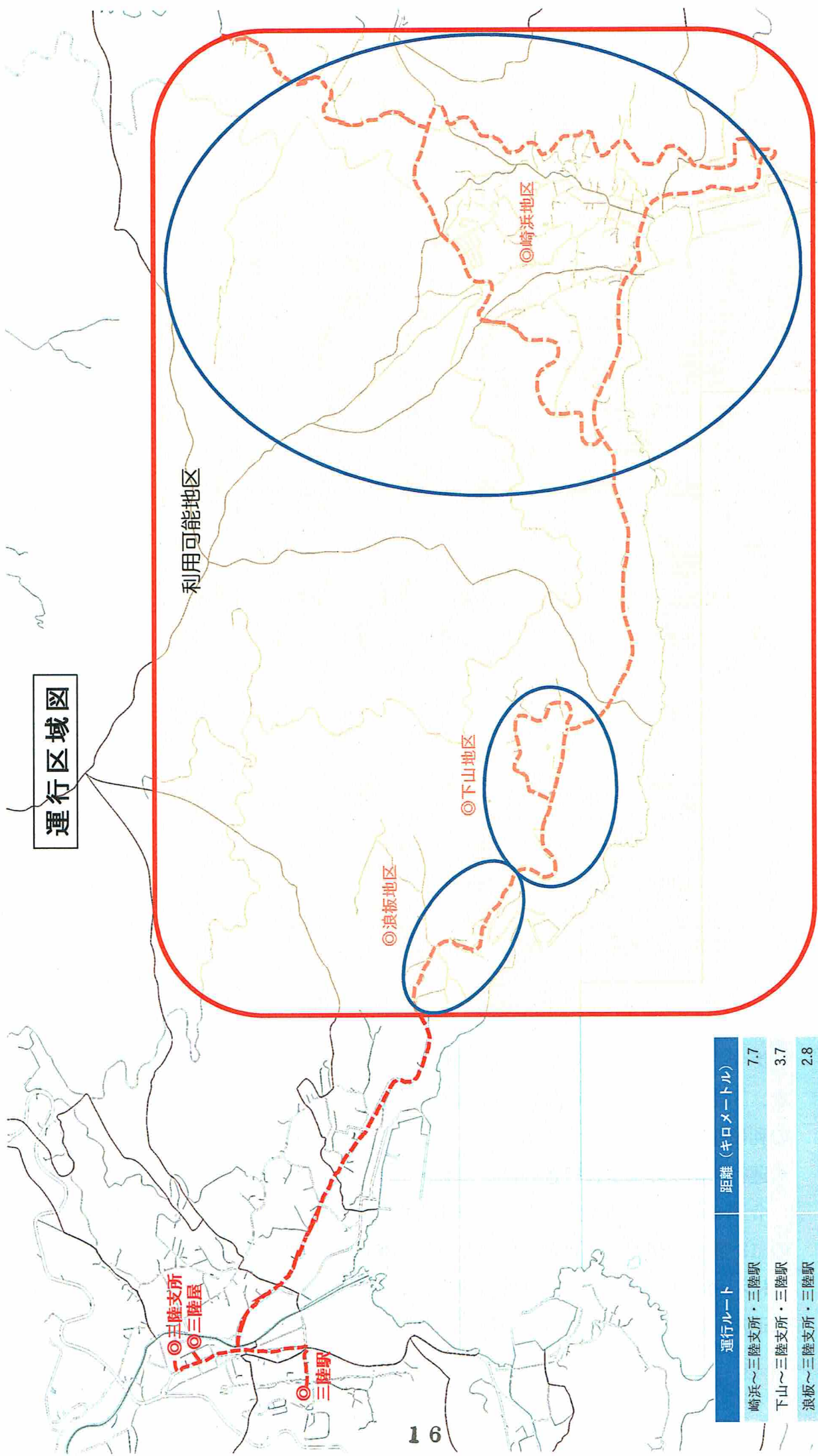
《乗降場所の追加》

デマンド利用者の多くが、足腰の悪い高齢者であるため、乗り降りできる場所を、三陸駅、三陸支所の他に、三陸スーパー三陸屋を追加し、買い物利用する方の利便性を向上させます。

《運行ダイヤの変更と行きの便を追加》

令和3年度の利用状況から、帰りの2便（16:00）の利用が最も少なく、帰りの13時台の便が欲しいとの利用者からの声もあったことから、買い物や通院帰りに利用できるようにダイヤを変更します。また、行きの4便（10:30）を新たに追加し、買い物利用する方が利用しやすい時間を設定します。

運行区域図



運行ルート	距離 (キロメートル)
崎浜～三陸支所・三陸駅	7.7
下山～三陸支所・三陸駅	3.7
浪板～三陸支所・三陸駅	2.8

※道路運送法（抜粋）

（乗合旅客の運送）

第二十一条 一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。

- 一 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行うとき。

【地域公共交通会議に協議する事項】

①区域運行に係る事業計画等に関すること（道路運送法第5条関係）

・営業区域 ・系統及び運送区間 ・運行時間帯等

②運賃に関すること（道路運送法第9条関係）

（許可申請）

第五条 一般乗用旅客自動車運送事業の許可を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

三 路線又は営業区域、営業所の名称及び位置、営業所ごとに配置する事業用自動車の数その他の一般旅客自動車運送事業の種別（一般乗合旅客自動車運送事業にあっては、路線定期運行（路線を定めて定期に運行する自動車による乗合旅客の運送をいう。以下同じ。）その他の国土交通省令で定める運行の態様の別を含む。）ごとに国土交通省令で定める事項に関する事業計画

（一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金）

第九条 4 一般乗合旅客自動車運送事業者が、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進を図るために乗合旅客の運送を行う場合において、国土交通省令で定めるところにより、地方公共団体、一般乗合旅客自動車運送事業者、住民その他の国土交通省で定める関係者が当該運送に係る運賃等について合意しているときは、当該一般乗合旅客自動車運送事業者は、第一項及び前項の規定にかかわらず、あらかじめ、その旨を国土交通大臣に届け出ることをもって足りる。これを変更しようとするときも同様とする。

【協議後の流れ】

地域公共交通会議の合意が取れた後に、運行事業者に対し、「協議が調っていることの証明書」を交付し、運輸局へ各種申請を行います（標準処理期間は、概ね2カ月程度）